2017.7.1

サーク・コミュニケーションズ

Secure Broadcasting Authorization and Research Center

communications



送り手良し 受け手良し ネット良し

一般財団法人 放送セキュリティセンター前理事長

辻井 重男

江戸時代、近江商人は、「売り手良し、買い手良し、世間良し」と言ったそうである。今なら、「送り手良し、受け手良し、ネット良し」と言うのではないだろうか。

また、明治時代、日本赤十字社を設立した、佐野常民は「文明の進歩は、道徳の進歩を伴わざるべからず」と言ったが、これほど難しいことはない。筆者は、10数年来、MELT-UP—→三止揚を提言してきた。Management, Ethics, Law and Technologyの 4 分野の密結合強連結による三止揚の実現と言う意味である。三止揚とは、自由の拡大、安全性の向上、プライバシィの保護という、矛盾相剋しがちな情報社会の三つの価値を可能な限り高度に同時均衡させると言う意味である。MELTの中で、最も難しいのが、道徳、Ethicsである。ここで、Ethicsとは、倫理に限らず、人間の内面に関わる心理、行動規範などの全てを含めている。ネット利用者に聖人君子になれといっても無理である。人間の利己的本性を認めた上で、Managementしなければ、社会システムは上手く機能しない。その意味では、近江商人が、自分も利益を得るが、取引の相手にも、世間全体のためにもなるようにと言っているのは現実的な解である。

ところが、インターネットの世界では、このような当然のモラルが普及していない。丁度1年前のNo.29の巻頭言にも書いたので繰り返さないが、サイバー攻撃、特に標的型攻撃を激減させるには、S/MIME (Secure/Multipurpose Internet Mail Extensions)を普及させれば良いことは分かっている。即ち、メール送信の際、真正な送信者であることの公的な公開鍵証明を付した上で、メールを送れば、受信者は安心して添付ファイルを開けることは分かっている。送り手も、受信相手の立場を考えて、多少の経費と手間をかければ、ネットワーク全体の安全性は著しく向上し、自身の為にもなるのである。3大銀行やJIPDEC、IPAなど、一部の組織を除いて、殆どの組織は、送信者認証を付さず、内部統制により孤塁を守ることばかりに経費と労力を注いでいる。「怪しい添付ファイルを開くな」と言う組織内訓練をしても、皆無にしなければ、重要情報を盗まれる可能性が大きい。「怪しい添付ファイルを開く確率をゼロにした。どうしたのか?メール使用を止めて、電話とFAXに戻した」と言う笑い話のようなことも実際にあったそうである。

そこで、「受信する相手の立場も考えて、S/MIMEを普及させよう」と言う趣旨の提案を、昨年12月、日本経済新聞の私見・卓見に掲載したところ、直に、防衛省の幹部等が訪ねてこられ、防衛産業界にS/MIMEを導入するとの意向を告げられた。S/MIMEには、多少面倒な点もあるが、偽者に「防衛産業の企業である」と騙られる被害には換えられないとのことであった。IoT環境下では、送信者認証は、生命の危険防止にとっても不可欠で有り、筆者等は、サイバートラスト㈱等と共に、今年4月、セキュアIoTプラットフォーム協議会を設立した。人、組織、物、データ、通貨、あらゆるモノを含めた、送信者認証に対する認識を日本全体に広めたいものである。

1



新任のご挨拶

一般財団法人 放送セキュリティセンター理事長

中田 睦

6月22日に一般財団法人放送セキュリティセンター理事長に就任した中田でございます。一般財団法人放送セキュリティセンターは、「認定個人情報保護団体」と「プライバシーマーク指定審査機関」として放送分野における個人情報保護の適正な取扱いの推進を主として進めてまいりました。

本年、5月30日に改正個人情報保護法が完全施行され、これまでの総務省から個人情報保護委員会へ監督が移行されました。また、個人情報保護委員会から改正個人情報保護法に準拠する「個人情報保護ガイドライン」が提示されました。総務省からは、「放送を巡る諸課題に関する検討会」のワーキングでの議論の結果を受けて「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」が告示されました。当財団においては、認定個人情報保護団体として放送業界の自主ルールとして匿名加工情報等を含めた新たな指針の策定が必要となっております。この6月1日には新たに日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟及び㈱ジュピターテレコムが財団の特別賛助会員として加入していただき、全放送業界のご意見をいただきつつ指針の策定を進めてまいりたいと考えております。その際には、個人情報保護委員会及び総務省のご指導をいただき、また消費者団体等の関係者のご意見もいただきながら進めてまいります。

また、放送分野として唯一のプライバシーマークの審査機関として、付与適格性 審査の向上を図り、審査件数の増加に努め、プライバシーマークの適正な推進をし てまいります。

この6月からは、新たな体制で財団の的確な運営に努めていく所存でございます。 関係の皆様には引き続き、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

REPORT

改正個人情報保護法の全面施行について

個人情報保護委員会事務局 参事官 小川久仁子



改正個人情報保護法が本年5月30日に全面施行された。その当日に開催された「個人情報保護セミナー」において、個人情報保護委員会事務局から改正個人情報保護法の全面施行についてご紹介をさせていただいた。

1. 個人情報保護法の改正

個人情報保護法は2003年に成立、2005年に全面施行されている。その後10年以上が経過し、スマートフォンの普及やSNSの普及、ビッグデータの利活用の進展など情報通信技術の発展により制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能となる大きな環境変化があったことに対応し、個人情報保護法の改正が検討された。3つの課題として、1グレーゾーン拡大、2ビッグデータへの対応、3グローバル化への対応が挙げられ、ビッグデータのうち特に利用価値が高いと期待されるパーソナルデータについてプライバシー保護にも配慮した利用環境整備が喫緊の課題とされた。

個人情報保護法は「個人の権利・利益の保護」と「個人情報の有用性」のバランスを図るための法律であるが、今回の法改正で第一条の目的規定に「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること」が追記され、適正な取扱いの下の有用性がより明確に示されている。

2. 個人情報保護法の改正の主なポイント

(1) 個人情報保護委員会の新設

2016年1月1日に独立性の高い行政委員会として個人情報保護委員会が設置された。個人情報保護法を所管し、同法に基づく監視・監督業務を一元的に行うこととなる。現在の事務局職員数は約120名となっている。

(2) 個人情報の定義の明確化

① 個人識別符号

グレーゾーン拡大への対応として、それ単体で個人情報になる個人識別符号の定義を導入した。第一に身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号であるDNA、顔認証データ、指紋認証データ等、第二に対象者ごとに異なるものとなるように付される符号として公的な番号である旅券番号、免許証番号、マイナンバー等が該当することとなった。

② 要配慮個人情報

人種、信条、社会的身分、病歴等について「要配慮個人情報」と定義をし、取得及び第三者提供について原則として本人の同意を取得することが必要とした。身体障害・知的障害、健康診断その他の検査の結果(遺伝子検査の結果を含む)についても政令に基づき要配慮個人情報となった。

(3) 匿名加工情報の制度の導入

ビッグデータへの対応として、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものを「匿名加工情報」と定義。個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下で、自由な流通・利活用を促進する制度を導入した。

匿名加工情報を作成するためには、個人情報保護委員会が定めた匿名加工情報の作成に関する基準に従って適切な加工を行う必要がある。委員会が定める基準は最低限の加工方法であり、データの特性やビジネスの態様などを踏まえ具体的な加工方法について認定個人情報保護団体等の自主ルールに定められることが期待される。参考情報として匿名加工情報に関する事務局レポートを公表済である。

(4) 第三者提供におけるトレーサビリティーの確保 個人データの第三者提供に係る確認・記録の作成 義務が導入された。一般的なビジネスの実態に配慮 した上で、記録事項・記録の作成方法、確認方法等 については個人情報保護委員会規則及びガイドラインにおいて規定されている。

(5) 外国にある第三者への個人データの提供

グローバル化への対応の一環として、外国にある 第三者への個人データの提供については、本人同意 がある場合、あるいは外国にある第三者が個人情報 保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整 備している場合等に可能とした。

(6) 小規模事業者への配慮

安全管理措置について、小規模事業者(従業員 100名以下)に対して特例的な対応を規定している。

3. 今後に向けて

改正個人情報保護法の下で、認定個人情報保護団体の制度は業界や事業分野の特性に柔軟に対応する官民共同規制の枠組みとして重視されている。今後、SARCをはじめとした認定個人情報保護団体の活動が更に発展充実し、業界全体として消費者の信頼醸成を進めていくことが期待される。

REPORT

放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン改正について

総務省情報流通行政局放送政策課 企画官 三島 由佳



1. 放送分野ガイドライン の改正の概要

総務省では、従来、放送 分野における個人情報保護 について、放送の国民への 最大限の普及とその効用の 保証や、放送による表現の 自由の確保という放送法上

の観点と、個人情報の適切な取扱いに関する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)上の観点の双方を踏まえ、「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」(以下「旧指針」という。)を定め、個人情報保護に取り組んできました。

今般、平成27年法改正や総務省で開催する「放送を巡る諸課題に関する検討会」の「第一次取りまとめ」(平成28年9月)を受け、個人情報の保護と視聴履歴等の利活用の促進を目的に、旧指針を改正し、「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」(以下「放送GL」という。)を策定しました。

2. 改正の検討

放送GLの改正は、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の「視聴環境分科会」及び「視聴者プライバシー保護ワーキンググループ」において検討され、全ての分野に共通的な事項は、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に合わせつつ、放送分野に特有の視聴履歴(放送GL第3条第5号)の取扱い等については、放送の特別な事情を踏まえた規律とすると整理されました。すなわち、上記の放送法上の要請と、従来、放送の視聴に伴う履歴取得が必ずしも一般的とはいえず、放送受信者等(第3条第2号)によっては視聴履歴の取得を十分に認識していない可能性、世帯単位での視聴という事情を踏まえる必要があるとされたところです。

3. 視聴履歴の取扱い

旧指針では、視聴履歴の取扱いを①料金等の課金、②統計作成の2つの目的に限定していましたが、改正によりこれを緩和する一方で、一定の規律を設けています。

改正後の放送GLでは、まず、視聴履歴の取扱いに当たり、旧指針で認めていた①②に、③匿名加工情報作成を加えた3つの目的に必要な範囲を超える場合、事前に本人同意を得ることとしています(第35条第1項)。ただし、この同意が事実上放送の視聴の条件となることを避けるため、同意しない場合でも、放送の視聴を担保する規定を置いています(第35条第2項)。また、視聴履歴の継続的取得や放送の世帯単位での視聴という事情に鑑み、取得停止の規定を置いています(第35条第3項)。

これらに関連して、放送GLの解説(7-2-1)では、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができる情報であっても、個人情報に該当しない情報を「非特定視聴履歴」と定義しています。非特定視聴履歴は、個人情報ではないため、放送GLは適用されませんが、視聴履歴を保有する受信者情報取扱事業者が非特定視聴履歴の提供を受け、両データの照合により、新たな個人情報の取得となる場合、事前の同意取得等、放送GLの規律に従う必要があり、留意が必要です。

また、視聴履歴の第三者提供では、オプトアウト 手続は禁止されており、同意取得が必要です(第16 条第2項)。

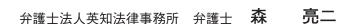
このように、視聴履歴については、慎重な取扱いを求めていますが、さらに、放送受信者等のプライバシー侵害の可能性等に配慮し、視聴履歴から要配慮個人情報を推知することや第三者に推知させることのないよう注意しなければならないとしています(第34条)。

4. 放送GL改正後に期待される取組

認定個人情報保護団体であるSARCは、上記の検討結果を踏まえ、自ら個人情報保護指針を策定し、事業者への指導・勧告、消費者の苦情解決等を行う必要があります。改正法施行を機に、多数の放送事業者、業界団体の参加を得て、今後、非特定視聴履歴等、個人情報以外のパーソナルデータの取扱いや、視聴履歴の具体的な匿名加工方法について、指針の拡充等が図られ、放送業界としての自主ルールの整備が進むことを期待しています。

REPORT

認定個人情報保護団体と個人情報保護指針





1. 認定個人情報保護団体

認定個人情報保護団体と は、事業者の個人情報の適 切な取扱いの確保を目的と して国の認定を受けた民間 団体である。事業分野ごと に40余りの団体が認定を受 けており、放送分野では、 一般財団法人放送セキュリ

ティセンター(SARC)が認定されている。具体的な業務としては、傘下の事業者(以下、「対象事業者」という)に関する苦情の処理、対象事業者に対する情報提供などを行う。また、業界の自主ルールである「個人情報保護指針」(以下、「指針」という)を策定し、これを対象事業者に遵守させるために必要な指導、勧告等を行うことが想定されている。指針の策定に際しては、消費者の代表者等の関係者の意見を聞かなければならない。策定された指針は、個人情報保護委員会に届け出ることになっており、個人情報保護委員会はこれを公表する。

SARCの指針策定に関しては、総務省の「視聴者プライバシー保護ワーキンググループ」において、指針に盛り込むことが望ましい事項についての検討が行われてきた。SARCとしては、これを参考として指針を策定することが期待されている。以下、指針に盛り込むことが望ましい事項とされた内容について紹介する。

2. 指針に盛り込むことが望ましい事項ー通知・同意取得のあり方

まず、課金、統計の作成、匿名加工情報の作成の 範囲を超える視聴履歴の取扱いについて必要とされ る放送受信者の同意(放送受信者ガイドライン第35 条1項)についてである。放送受信者が同意するか 否かの選択をするにあたり、前提として知っておく べき事項については、同意する際に放送受信者に通 知されている必要がある。このような通知されるべ き事項として、視聴履歴の取扱いの対象となるサー ビスの概要、取得の方法、問合せ先などを指針に明 記すべきである。

次に、通知・同意取得の方法として、同意は、視聴履歴の取得・利用に先立ってなされる必要があること、受信者が同意した内容をいつでも確認できる

ようにすべきこと、同意を撤回できるようにすべき ことを明記すべきである。

さらに、第三者提供、共同利用に関して、受信者 に通知すべき一定の事項を明記すべきである。

3. 指針に盛り込むことが望ましい事項ー視聴履歴 の取扱いに係る配慮

視聴履歴の取扱いに係る配慮の第一は、要配慮個人情報についてである。放送分野ガイドライン34条が、要配慮個人情報の「推知」を禁じていることを受けて、指針においては推知を禁じる規律の整備等の安全管理措置について明記すべきである。また許容される趣味・嗜好の推知と禁止される要配慮個人情報の推知の具体例を個人情報保護規程等に記載すべきである旨を明記すべきである。

第二は、テレビ受信機を世帯で共有している場合の配慮である。視聴履歴の取扱いに係る同意は、契約者等の個人情報の本人から取得しなければならないこと、その際世帯構成員の視聴履歴も一緒に取得されることについて、世帯構成員から同意を得るべきこと等を明記すべきである。

第三に、視聴履歴の利用目的の特定および保存期間の設定に関する事項の明記が求められている。

第四に、非特定視聴履歴の取扱いについての明記が求められている。「非特定視聴履歴」とは特定の日時において視聴する放送番組を特定できる情報であって、特定の個人と結びつかないものをいう。非特定視聴履歴は、個人情報ではないことから放送分野ガイドラインに規定がないが、プライバシー保護の観点から、一定の事項の明記が求められている。

4. 指針に盛り込むことが望ましい事項ー匿名加工情報の取扱い

匿名加工情報については、主としてその作成基準に関する事項、加工事例等の明記が求められている。匿名加工情報の有用性、安全性はデータベースやユースケースの性質によって異なるため、業界ごとに異なる指針によって最終的に確定することが期待されている。この点については、指針に盛り込むことが望ましい事項は、一般的・概括的な事柄にとどまっているため、SARCは、今後、主体的、積極的な検討を行っていくことが期待されている。

MESSAGE BOARD

プライバシーマーク推進部から

(一財) 放送セキュリティセンター プライバシーマーク推進部 主任審査員 **浅見 憲一**

<個人情報保護セミナーの報告>

平成29年5月30日に行われた当財団主催の第14回個人情報保護セミナーで、プライバシーマーク推進部審査室が「Pマーク審査の動向について」と題しましてお話をさせていただきました。

当日の内容について概略をご報告いたします。

(1) 予定されている環境変化

2017年5月30日、改正個人情報保護法が施行されました。これだけでも現場としては大事件かと思いますが、今年は永く親しんできたJISが改正されると言われております。JISが変わればJIPDECのガイドラインが、そして審査基準も変わるなど大きな環境変化の時を迎えております。それらを考えると大変不安になりますが、本日は改正個人情報保護法への対応なども含めて、少しでもご安心いただける話ができればと思っております。

(2) Pマークの保護法改正への対応

JIPDECは平成28年11月30日に改正個人情報保護 法への対応について基本方針を下記のURLで公表 しております。ここでは"法令遵守はJISの要求事項 に盛り込まれているので保護法が改正になっても基 本は変わらない"と記載されております。

https://privacymark.jp/info/kaisei_info/index.html また、平成29年5月17日には事故報告に関する対応について下記のURLで公表しております。

https://privacymark.jp/news/2017/0517_1/index.html ここでは事故の判断基準などの資料を示したうえで"個人情報保護法の改正に伴って事故時の報告先が所轄省庁から変更されるなどの変化がありますがPマーク制度上の事故の基準や審査機関への報告は従来通りです"と案内されております。

(3) 改正個人情報保護法の対応ポイント

従って、個人情報保護法が改正されてもPマーク制度の基本に変化はありませんが、「法令遵守」という観点から見た場合、どの程度の対応がPマーク事業者として必要なのか、個人情報保護法の改正ポイントから見てみたいと思います。

- ①監督権限を個人情報保護委員会に一元化
- ②個人情報が5000件以下の事業者も対象
- ③要配慮個人情報、個人識別符号
- ④オプトアウト提供の届出

- ⑤第三者提供時の確認・記録義務
- ⑥個人情報を外国の第三者に渡すときのルール
- ⑦匿名加工情報

上記の改訂ポイントの内、①監督権限の一元化は 事故時の連絡先など対応が必要ですが、②は従来からのことであり違和感がありません。③の要配慮個 人情報は現在の機微情報の範囲に犯罪被害者歴が加わる程度、個人識別符号は個人情報としての取扱いが必要ですが既に対象にされているケースも多いかと思います。④⑤は名簿業者を意識した提供時のルールですがPマーク事業者の場合は問題ないと考えて良いでしょう。⑥⑦は取扱いが発生する場合に対応すれば良い項目…。こう見てくると法令遵守の観点からPマーク事業者が対応すべき項目は、ごく一部とお考えいただいて良さそうです。

一方、JIPDECが公表しているQ&Aも定期的に チェックいただけると良いと思いますが、現在は、 改正個人情報保護法の施行によっても基本的に変化 がないこと、当面は緩やかな対応でも良いことなど が記載されております。

(4) 改正JIS対応など今後について

そもそもPマーク事業者は日頃から厳しい個人情報の取扱い基準を守ってお仕事をされております。 従いまして今回の改正個人情報保護法については、 既に対応済みの事項も多く、一部対応を要するとは いえ過度に心配することはなさそうです。

でも、この後JISの改訂を考えると…。確かに不安な気持ちはわかりますが、JISQ15001が改訂されたからといって審査の方法、審査項目、審査の着限点等が大幅に変更されるわけではなく、変更される場合にも、審査基準を移行するにあたっては事前にJIPDECからアナウンス、情報提供がありますので過度に不安になる必要はありません。

審査機関や審査員も親身になって事業者様のお役 に立てるよう対応しますので、今後の変化も円滑に

乗り切ってい けるものと確 信しておりま す。



MESSAGE BOARD

「認定個人情報保護団体」から

個人情報保護センター 齋藤 孝行

個人情報保護センターから対象事業者の皆様に改 正法施行に伴う重要なお知らせと過去1年間の活動 状況を報告させていただきます。

(1) 改正法施行に伴う対象事業者の遵守事項

漏えい事故報告の窓口は個人情報保護センターに「変更」となります。具体的な報告の経路はSARCから地方総通、本省を経由して個人情報保護委員会へ報告となります。プライバシーマーク付与対象事業者は個人情報保護センター、プライバシーマーク推進部、双方にご連絡ください。

改正個人情報保護法第27条第1項第4号、放送分野ガイドライン第20条に規定されている通り苦情解決申出先(SARC)を相談者が知り得るようにしてください。具体的には対象事業者ホームページ等で苦情解決申し出先の掲示を必ずお願いいたします。また、改定「指針」を個人情報保護委員会へ届出の後、対象事業者の皆様にはあらためて「指針同意書」をいただくことになります。「指針同意書」を収受後、新たな「公表文案」をSARCからご提供いたします。手続方法はメールやホームページなどでご案内いたします。

(2) 苦情・相談取扱い処理件数推移

平成28年度中の苦情・相談の総数は、17件でした。 平成28年度の内訳をみてみると、ケーブルテレビ 分野では、個人からの苦情・相談が10件、事業者からの相談が3件、計13件でした。一方、衛星放送分 野では、個人からの苦情・相談が3件、事業者からの相談が1件、計4件でした。平成29年度は改正保護法の全面施行、併せて認定個人情報保護団体指針の改定とその運用等が控えており、新たな対象事業者の増加で相談件数も、今後増加傾向となると予想しております。個人情報保護センターでは、改正法及び今後定める認定個人情報保護団体指針に従い対象事業者、個人からの相談に今まで以上に誠意をもって対応することを心がけます。

(3) 対象事業者の個人情報漏えい事故推移

平成28年度中のケーブルテレビ分野の事故報告件数は14件、衛星放送分野は1件、合計15件でした。合計件数を見ると、平成22年度の50件をピークに件数は、減少傾向で推移しましたが、平成28年度は15件となりました。

(4) 個人情報保護セミナーの実施

5月30日JA共済ビルにて「第14回個人情報保護セミナー」を開催しました。

苦情・相談取扱い処理件数推移

年度	CATV分野			衛	合計		
牛皮	個人	事業者	小計	個人	事業者	小計	百百
平成17年度計	2	18	20	8	0	8	28
平成18年度計	2	19	21	4	2	6	27
平成19年度計	6	15	21	6	2	8	29
平成20年度計	3	19	22	1	1	2	24
平成21年度計	6	15	21	0	0	0 0	21 11 8
平成22年度計	3	5	8	2	1 0		
平成23年度計	2	4	6	2		2	
平成24年度計	4	3	7	1	2	3	10
平成25年度計	7	6	13	4	0	4	17
平成26年度計	14	2	16	3	0	3	19
平成27年度計	6	2	8	3	0	3	11
平成28年度計	10	3	13	3	1	4	17
開所通算合計	65	111	176	37	9	46	222

対象事業者の個人情報漏えい事故推移

年度	ケーブルテレビ	衛星放送	合計	
平成17年度	4	6	10	
平成18年度	6	2	8	
平成19年度	14	2	16	
平成20年度	13	6	19	
平成21年度	16	6	22	
平成22年度	29	21	50	
平成23年度	26	11	37	
平成24年度	24	13	37	
平成25年度	16	5	21	
平成26年度	11	4	15	
平成27年度	11	2	13	
平成28年度	14	1	15	
合計	184	79	263	

当日は改と、240とまかでは、240とより、240では、2



律事務所森弁護士をお招きして貴重なご講演をいただきました。(本誌に講演内容を寄稿していただきましたので、ご一読ください)

(5) 対象事業者未登録の方へ

当認定個人情報保護団体は放送分野の事業者の個人情報取扱いについての相談センターです。対象事業者として登録していただくことで、放送分野の個人情報の取扱いを遵守している事業者として個人から認知され、個人と事業者間での個人情報の取扱いに関する相談の仲介、個人情報取扱いに関する最新情報の提供を受けることができます。登録に関する詳細情報は、当財団のホームページに掲載されておりますので、ご確認ください。

当センターでは、今後とも寄せられる相談に対して真摯で迅速な対応を心がけ、「認定業務」に邁進する所存です。関係各位の引き続いてのご支援・ご協力を是非お願い申し上げます。



MESSAGE BOARD

■SARCの主な動き(平成28年7月~29年6月)

全般

H28. 7. 1	SARCコミュニケーションズNo.29発行
H29. 3.16	第10回理事会
H29. 6. 7	第11回理事会
H29. 6.22	第6回評議員会
H29. 6.22	第12回理事会

プライバシーマーク業務関係

H28. 7. 7 第74回審査委員会~H29. 6. 1 第83回審査委員会

個人情報保護センター関係

【評 議 員】(H29.7.1現在)

H29. 4.25	第14回管理運営委員会
H29. 5.30	第14回個人情報保護セミナー(JA共済ビル カンファレンスホール)

【役

■評議員・役員の構成(順不同・敬称略)

ED I	P320	A. (1) 120111 70 E./		•		(1.20	
苗村	憲司	情報セキュリティ大学院大学セキュアシステム	理事長		中田	睦	(一財)放送セキュリティセンター
		研究所特別研究員	専務	理事	内田	博之	(一財)放送セキュリティセンター(常勤)
井筒	郁夫	(一財)マルチメディア振興センター専務理事	常務	理事	菅井	正実	(一財)放送セキュリティセンター(常勤)
大寺	廣幸	(一社)日本民間放送連盟常勤顧問	理	事	青木	隆典	(一社)日本民間放送連盟常務理事
加藤	龍人	(一社)デジタルメディア協会理事	1	,	芝本	義孝	スカパーJSAT㈱執行役員
佐藤	和仁	㈱WOWOW専務取締役	1	,	園田	義忠	(一社)衛星放送協会専務理事
中田	裕之	日本放送協会理事	1	;	\Box	和博	㈱ジュピターテレコム上席執行役員

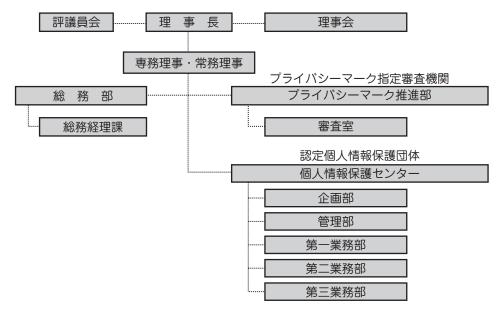
仁藤 雅夫 スカパーJSAT㈱取締役執行役員副社長本多 勉 ㈱ジュピターテレコム副社長執行役員

✓ 山口 哲史 ㈱スター・チャンネル チーフ・ファイナンシャル・オフィサー兼管理部統括部長
✓ 山崎 一郎 ㈱WOWOW常務取締役
事 森山 繁樹 (一社)電波産業会理事

森田 昌克 (一社)日本ケーブルテレビ連盟理事・事務局長

員】(H29.7.1現在)

■組織図



編集・発行

一般財団法人

放送セキュリティセンター

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-9-2 エスパリエ平河町ビル

Tel: 03-5213-4711 Fax: 03-3263-9011